

平成31年度地方税制改正(案)の概要について

1. 個人所得課税

◎住宅ローン控除の拡充及び適用手続きの要件緩和

- ・消費税率 10 %が適用される住宅取得等について、平成 31 年(2019 年) 10 月 1 日から平成 32 年(2020 年) 12 月 31 日までの間に居住の用に供した場合、控除期間を 3 年延長する(現行 10 年⇒13 年)。11 年目以降の 3 年間については消費税率 2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限を設定し、以下のいずれか少ない金額を税額控除する。

- ① 建物購入価格の 2/3%
- ② 住宅ローンの年末残高の 1%

今回の対策により延長された控除期間においても、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填。

- ・個人住民税における住宅ローン控除の適用について、納税通知書が送達された後に、所得税において確定申告により控除が適用される場合には、個人住民税においても控除が適用される。(平成 31 年度(2019 年度) 分以後の個人住民税について適用)

◎子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

- ・子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。(平成 33 年度(2021 年度) 分以後の個人住民税について適用)

2. 車体課税の見直し

消費税率 10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新

車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図ることとし、また、恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保する。

加えて、自動車取得税の廃止に伴い、平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から新たに導入される環境性能割において、消費税率引上げに伴う対応として、自家用乗用車の税率の 1%分を臨時的に軽減する。

◎グリーン化特例（軽課）の見直し

- ・自家用乗用の軽自動車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。平成 33 年（2021 年）4 月 1 日以後に新車新規届出を受けた自家用乗用の軽自動車から適用する。
- ・現行のグリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長する。

◎環境性能割の臨時的軽減

- ・平成 31 年（2019 年）10 月 1 日から平成 32 年（2020 年）9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車について、環境性能割の税率を 1%分軽減する。これによる地方税の減収は、全額国費で補填。

3. 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

- ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）（平成 36 年度（2024 年度）から年額 1,000 円）及び森林環境譲与税（仮称）（平成 31 年度（2019 年度）から譲与）を創設する。

4. 資産課税

◎地域福利増進事業の用に供する資産に係る固定資産税等の軽減

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に、地域福利増進事業に所有者不明土地を使用する場合の特例措置が規定されたことに伴い、地域福利増進事業を通じた土地の有効活用を促すため、当該事業を実施する者が当該事業の用に供する一定の土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の 5 年間、当該土地及び償却資産の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 とする特例措置を平成 33 年（2021 年）3 月 31 日まで講ずる。